

1) 関係機関・団体や評価委員との連絡調整

(1) 事例発生から解剖実施まで

- ① 受付窓口として、依頼医療機関から相談があったときは、モデル事業について説明する。
- ② 依頼医療機関に警察への対応について確認する。
- ③ 総合調整医に連絡し、モデル事業としての受諾の可否について指示を受ける。
- ④ 受諾可否について依頼医療機関へ連絡し、各種書類の提出を求める。
- ⑤ 総合調整医が選出した解剖担当医(病理医、法医、臨床立会医)に連絡する。
- ⑥ 依頼医療機関側の窓口となる担当者(リスクマネージャー等)を確認する。
- ⑦ 解剖準備のため、解剖施設との連絡調整を行う。
- ⑧ 依頼医療機関担当者等との面談により事例についての情報収集を行う。
- ⑨ 依頼医療機関に対し、事例の臨床経過の聞き取りとカルテなど必要書類の提出を依頼する。
- ⑩ 依頼医療機関における院内医療事故調査委員会の立ち上げと、事故調査報告書の提出依頼を確認する。
- ⑪ 解剖結果概要説明に立会い、解剖担当医の説明内容及び、説明に対する遺族の反応等を記録する。
- ⑫ 解剖後の死亡診断書の作成を依頼医療機関へ、解剖結果報告書作成を解剖担当医に依頼する。

(2) 解剖終了から評価委員会開催まで

- ① 総合調整医が決定した評価委員(臨床評価医、法律家等)に委員委嘱の連絡をする。
※事例に応じて医師以外の関係職種等の評価委員の参加も検討する。
- ② 各評価委員(各学会・弁護士会紹介)への委嘱依頼の書類作成を行う。

(3) 評価委員会開催から評価結果報告書完成まで

- ① 各種必要書類の準備をする。
- ② 評価委員会へ参加する(評価のメンバーか事

務局かの位置づけは地域ごとに決定する)

- ③ 議事録を作成する。
 - ④ 評価委員会での、調査に必要な追加資料の提出依頼や書類内容についての確認を、依頼医療機関との間で行う。
 - ⑤ 評価結果報告書の最終提出のための関係者間の連絡調整をする。
 - ⑥ 評価結果報告書最終版を整える。
- ### (4) 評価結果報告書の説明会開催から事例の終了まで
- ① 説明会開催準備のため評価委員会、遺族、依頼医療機関との連絡調整を行う。
 - ② 各種必要資料の準備をする。
 - ③ 説明会に参加し、事例の終了について確認する。
*この間の 中央事務局への各種連絡及び所定の書類を提出する。
*地域事務局で事例についての情報共有・評価を行い、その後の資料として活用する。

2) 遺族対応

※遺族との対応はその都度記録し、モデル事業関係者間の情報共有のために使用する。

(1) 事例発生から解剖実施まで

- ① 遺族からの相談を受ける。(2008年3月現在、未実施)
- ② モデル事業についての説明を行う。
- ③ 解剖の詳細について説明を行い、同意を得ているかを確認をする(同意書に記入していただく)。
- ④ 遺族の代表者(窓口となる方)の確認および、遺族の感情を受け止めながら、事例についての経過を聴取する。
- ⑤ 疑問や納得できない点、明らかにして欲しい点などの聞き取りを行い、解剖担当者との面談を調整する。

(2) 解剖終了から説明会終了まで

- ① 解剖結果概要の説明に立会い、説明内容及び、遺族の受け止めの状況や反応などを確認し記録する。